

寄付申込書

記入日 年 月 日

学校法人 立命館
理事長 森島 朋三 殿

[寄付申込者]
ご住所 〒

フリガナ
ご氏名

下記のとおり、学校法人立命館の設置する学校の教育及び研究の充実のため、寄付を申し込みます。

寄付金申込金額		金 円也	
1. 払込方法		2. 送金方法	
方法	払込予定日	払込金額	
一括	年 月 日	① 銀行振込：選択番号 _____	
分割	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
3. 寄付目的（および連絡事項）		② ゆうちょ銀行振替	
4. WEB芳名録等への掲載 *希望されない場合は☑をお願いします(複数選択可)		③ 現金・小切手	
		④ その他 ()	
		<input type="checkbox"/> 氏名の掲載を希望しない	
		<input type="checkbox"/> 金額の掲載を希望しない	

5. 生年月日、連絡先、属性	
①生年月日	
西暦 年 月 日	
②連絡先	
<input type="checkbox"/> 自宅・携帯 TEL () -	
<input type="checkbox"/> 勤務先 TEL () -	
<input type="checkbox"/> 勤務先名	
<input type="checkbox"/> E-mail	
③属性 ※何れかに☑いただき、ご記入ください。	
<input type="checkbox"/> 卒業生 () 大学・大学院 () 学部・研究科 () 年卒 () 学校・附属校卒	
<input type="checkbox"/> 保護者 お子様の在籍校 () 大学・大学院・高等学校・中学校・小学校	
<input type="checkbox"/> 教職員・元教職員	
<input type="checkbox"/> 一般有志	
<input type="checkbox"/> その他 ()	

ご提供頂きました個人情報は、学校法人立命館個人情報保護基本方針に基づき、寄付業務に関する目的および個人が特定されない学内統計資料作成にのみ使用いたします。

※立命館使用欄

DB登録日	年 月 日
名簿ID	No.
申込ID	No.

(様式1-3 2024/04版)

ご寄付の手続きおよび税制上の優遇措置に関するご案内

この度は立命館学園に対するご寄付をご検討いただき、誠にありがとうございます。

I. ご寄付の手続方法について

1. 寄付申込書をご記入のうえ、返信用封筒でお送りください

2. ご入金をお願いします

銀行振込…専用の振込依頼書をご利用の場合、本支店間の振込手数料は無料となります。
ゆうちょ銀行(郵便局)…専用の払込取扱票をご利用の場合、払込手数料は無料となります。

3. 本学にて寄付申込書の到着と寄付金のご入金を確認後、「寄付金領収書」をご送付いたします

＜税制上の優遇措置について＞

学校法人立命館に対するご寄付は、所得税の税制上の優遇措置（「税額控除」もしくは「所得控除」のいずれか）を受けることができます。

	税額控除	所得控除
優遇措置の内容	算出税額から差し引かれます	課税前の所得から差し引かれます
控除額	$\{(\text{寄付金額}^*1 - 2,000 \text{ 円}) \times 40\%\}^*2$	寄付金額 ^{*1} - 2,000 円
申告方法	本学発行の寄付金領収書を確定申告書類に添付して 所定の期間に所轄税務署に提出してください。 ※「寄付金の種類」は「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄付金」を選択してください。	
還付される金額について ※おおよそのイメージです	例) 給与収入 600 万円の方が 5 万円をご寄付された場合 (所得控除・基礎控除のみ勘案した場合) 税額控除額: $(5 \text{ 万円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 19,200 \text{ 円}$ 還付金額 ^{*2} : <u>19,200 円</u>	所得控除額: $5 \text{ 万円} - 2,000 \text{ 円} = 48,000 \text{ 円}$ 還付金額: $48,000 \text{ 円} \times 20\%^{\text{*注}} = \underline{9,600 \text{ 円}}$ *注 各人が適用されている所得税率は収入によって5~45%の範囲で変動します。

*1…年間総所得額の40%が限度額です

*2…所得税額の25%が限度額です

●ご注意事項

学校法人立命館の設置する学校への入学を寄付者ご本人様またはその子女様等が希望されている場合、当該学校の入学願書受付開始日から入学が予定されている年の年末までに納入いただいたものは「入学に関してする寄附金」とみなされ、税制上の優遇措置の対象とはなりません(入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外と同一の条件で募集される寄附金を除きます)。文部科学省からの通達により、「入学に関してする寄附金」の収受は禁止されておりますので、該当する場合はご寄付をお控えください。

※上記に該当する場合、以下についても「入学に関してする寄附金」とみなされます。

- ・寄付者ご本人様が学校法人立命館の設置する学校の卒業生であり、卒業生に対し募集しているご寄付をされる場合
- ・入学を希望されている子女様等とは別の子女様等がすでに学校法人立命館の設置する学校に在籍し、その保護者様に対して募集しているご寄付をされる場合
- ・入学辞退等により結果的に入学されない場合

●地方自治体が条例指定している場合は、住民税についても寄付金控除が適用されます

本学が条例指定を受けている地方自治体(2024年4月現在)

京都府・滋賀県・大分県・大阪府・京都市・草津市・守山市・別府市・大阪市・茨木市・江別市

都道府県:(寄付金額^{*3} - 2千円) × 4%(2%)^{*4} 市区町村:(寄付金額^{*3} - 2千円) × 6%(8%)^{*4}

*3…年間総所得金額の30%が限度額です。 *4…政令指定都市については括弧内の率。

※ご寄付いただいた年の翌年1月1日時点で、上記に居住していることが条件となります。

※上記の自治体、および今後本学を住民税控除の対象法人として指定した自治体から要請があった場合は、寄付者名簿を提出することになっております。ご了承願います。寄付者名簿には、寄付者の氏名・住所、寄付金額、寄付金受領日を記載いたします。

お問合せ先

学校法人立命館 総務部 寄付事務局

TEL 075-813-8110 FAX 075-813-8119

〒604-8520 京都市中京区西ノ京朱雀町1番地

(受付時間 土日祝日を除く 9:30~17:00)

(様式 1-3 2024/04 版)